

青少年施策

第1 東京都子供・若者計画

1 計画策定の趣旨

全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、平成27年8月に策定しました。

2 計画の位置付け

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく、都道府県の子供・若者計画として策定し、「東京都長期ビジョン」との整合を図っております。
- これまでに策定されてきた様々な分野の計画等の中から、子供・若者支援に係る施策等を集めて一覧化することで、都における取組の現状を示すとともに、今後の施策の枠組みづくりを推進します。
- 乳幼児期からポスト青年期までの切れ目ない支援の構築を目指し、社会生活を円滑に営む上で様々な困難を有する子供・若者を支援するため、都や区市町村だけでなく、国や民間の関係機関等との連携を含む地域における子供・若者育成支援のネットワークづくりを推進していきます。
- 既存の支援の仕組によって対応していくことが望ましい課題は、既存の施策等の充実で対応し、支援体制が十分でない課題については、本計画の対象として支援の仕組を構築します。

3 計画の理念

国の「子ども・若者ビジョン」の理念等を踏まえ、全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することとしています。

4 基本方針

(基本理念の実現に向けて取り組むべき方向性)

- 基本方針1 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援
- 基本方針2 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援
- 基本方針3 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

5 計画期間

平成27年度から平成31年度まで(5ヶ年)

6 計画の対象

乳幼児期(概ね0歳)から青年期(30歳未満)の子供・若者
施策によっては、ポスト青年期(40歳未満)も対象

7 東京都子供・若者支援協議会

子ども・若者育成支援推進法第19条の規定に基づき、平成26年3月に設置しました。本計画で掲げる理念を実現するため、関係部局等との連携、協力を密にし、総合的かつ着実に子供・若者施策を推進します。
事務局 東京都青少年・治安対策本部

第2 東京子供応援協議会

1 目的

青少年育成のための成果をあげるためには、東京都のみならず都民、区市町村や事業者、地域で活躍する様々な団体の総力を結集することが不可欠です。こうした推進体制を整備するため、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、平成17年6月に「東京子供応援協議会」を設置しました。

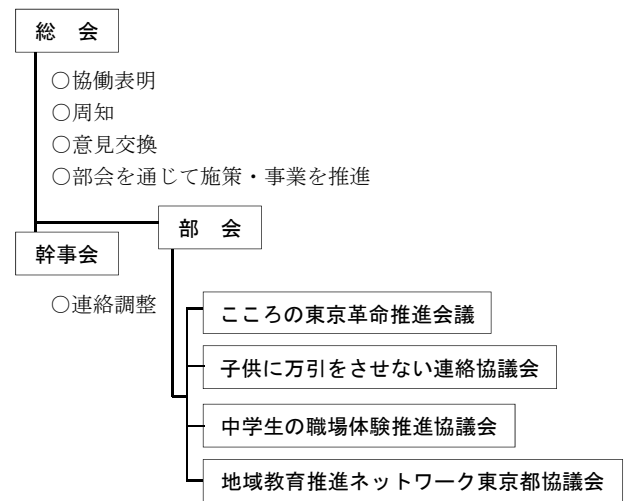
2 構成

- 会長 東京都知事
- 副会長 副知事、教育長、警視庁副総監、東京都商工会議所連合会会長、こころの東京革命協議会会長
- 委員 行政関係者、教育関係者、事業者団体、その他青少年健全育成に関わる団体の代表
現在52団体

3 会の役割

- 青少年健全育成に関する都の施策・事業への協働表明
- 青少年健全育成に関する施策・事業の傘下団体への周知
- 青少年健全育成に関する意見の交換及びアピール

4 推進体制



事務局 東京都青少年・治安対策本部

第3 こころの東京革命

【こころの東京革命の意義】

戦後、我が国は生活の豊かさを求め、大きな経済的な発展を遂げてきました。

しかし、その一方で精神的な価値よりも金銭的、物質的な価値が、社会的な責任よりも個人の権利や自由が優先するなど、社会における価値のバランスが崩れてしまいました。このような意識構造の歪みは、子供の態度や行動に影響を与えています。

また、少子高齢化や核家族化の進展により、家庭、地域の教育力は著しく低下し、子供の規範意識や倫理

観に欠ける問題行動だけではなく、挨拶をする、高齢者や体の不自由な方などに席を譲るといった社会における基本的なルールさえも守れない子供、さらには大人までもが増加しています。

「こころの東京革命」は、親と大人が責任を持ち、次代を担う子供の正義感や倫理観、思いやりの心を育み、自らが手本となりながら、人が生きていく上で当然の心得を伝えていこうという取組です。

私たち大人は、未来を支えていく子供に、どのような社会にあっても守るべき基本的ルールがあること、そして、社会の一員として役割と責任を果たしていくべきことを自らの行動を通して伝えていかななくてはなりません。

1 こころの東京革命の歩み

東京都は、このような問題意識のもと、具体的な行動内容を示した「心の東京革命行動プラン」を平成12年8月に策定し（平成15年1月一部改訂）、こころの東京革命の普及啓発を進めてきました。

「こころの東京革命」の運動が始まって14年、この取組は区市町村や民間団体の協力を得て、徐々に広がってきています。こころの東京革命協会の会員は248団体、4,784名（平成29年4月現在）を数えるなど、区市町村や青少年対策地区委員会、各団体でも、こころの東京革命の理念を踏まえた独自の取組が広がっています。

平成26年9月、社会経済状況の変化や2020年オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、こころの東京革命の一層の推進を目的に、スローガンや具体的な行動内容を示した行動プランを一部見直しました。併せて、こころの東京革命の表記を「心の東京革命」から「こころの東京革命」に変更し、ロゴについてもリニューアルをしました。

2 こころの東京革命の取組の方向

(1) 子供の育成の方向

- 社会の「きまり」や人との約束を守る
- 思いやりをもつ
- 自らを律する
- 責任感、正義感をもつ
- 人々や社会のために役立つことに喜びを見出す

(2) こころの東京革命の取組の主体

- 親と大人が責任をもつ
- 「こころの東京革命」の取組の主体は大人です。子供は大人を映す鏡であり、大人は子供の鑑（手本）です。大人は、その行動が子供に大きな影響を与えることを自覚し、良き手本となるよう努めるとともに、家庭、学校、地域における教育に責任をもって取り組む必要があります。しかし、改めて自身の行動を考えてみると、子供の範となるような行動がとれていないことも多いのではないのでしょうか。私たち大人一人一人が、社会の一員としての役割と責任を理解し、解釈し、自らの行動で子供に示していかなければなりません。

- 社会全体で取り組んでいく

子供を「社会の子」ととらえ、愛情と勇気をもって他人の子供でも褒める、叱るという行為を実践しなければなりません。また、子供に影響力のあるマスメディアや企業も含め、地域や社会全体で、子供を健全に育てていく必要があります。

3 こころの東京革命の具体的な行動

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取組

- 困っている人を積極的に助けよう
- 世界には色々な国や地域があり、異なる言葉や文化があることを教えよう

家庭への期待

- 一日は「おはよう」で始め、「おやすみ」で終わらせよう
- 善い行いは褒め、人に迷惑をかけたときはきちんと叱ろう
- 他人や学校の先生が子供を叱ってくれたら親は感謝の気持ちをもとう
- 欲しいものを何でも与えずにがまんを教えよう
- スポーツや武道で心と体を鍛えよう
- 父親も積極的に子育てをしよう
- 子供のネット・ケータイ使用に関わろう
- 家族団らんの食事をしよう
- わが家のきまりや行事をもとう
- 親子で共通の趣味をもとう
- 子供部屋に閉じこもらせないようにしよう
- 近所の子供を叱れる家族つきあいをしよう
- お年寄りをいたわることを教えよう
- 自然の厳しさ、自然の美しさを肌で学ばせよう
- 子供のために親がいかに働いているかを教えよう

学校での取組

- 子供があいさつするよう先生から声をかけよう
- 叱るべきときはきちんと叱ろう
- しつけは本来家庭の責任であることを親に伝えよう
- チームワークの中で競争と協力を学ばせよう
- 奉仕活動を通して人に喜ばれる経験をさせよう
- 仕事の体験を通して働くことの尊さを学ばせよう
- 動物や植物の世話をさせ、命の尊さを学ばせよう
- 学校を地域の人と子供がふれあえる舞台にしよう
- 豊かな経験をもつ人や個性ある人材を講師として招こう
- ネット・ケータイとの関わりについて考えさせよう

地域への期待・社会全体での取組

- 地域や近所の大人から子供に声をかけよう
- 地域の歴史、文化を大切にすることを育てよう
- 子供と一緒にまちをきれいにしよう
- まちの行事に子供を積極的に参加させよう
- 群れ遊びを復活させよう
- 身近な地域で子供の体験学習に協力しよう
- お年寄りから子供に知恵や経験を伝える場を作ろう
- 近所どうして子育ての「こつ」を教え合おう
- 「ありがとう」や「ごめんなさい」を自然に交わそう
- 迷惑行為を勇気をもって注意しよう
- 有害情報を子供の目にふれさせないようにしよう
- 子供が安全安心にインターネットを利用できる仕組みを作ろう
- 子供の育成に企業も貢献しよう

〔こころの東京革命協会〕

1 設立の経緯

東京都では、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年関係団体及び青少年対策関係者、並びに区市町村と連携し、平成2年に「東京都青少年協会」を設立し、幅広い都民運動を推進してきました。

平成11年には、石原元知事が「心の東京革命」を提唱し、次代を担う子供に対し、人が生きていく上で当然の心得を伝えていくための取組について、その必要性を都民に訴えました。平成12年8月には、都民一人一人の行動指針を明らかにした、「心の東京革命行動プラン」が策定されました。

そして、同年10月18日に、東京国際フォーラムにおいて、約4,000人の都民参加による「心の東京革命都民集会」が開催され、「心の東京革命推進協議会」が設立されました。その後、平成14年4月1日、東京都における青少年健全育成のための都民運動体としての一元化を図り、都・区市町村の青少年行政と運動体との相互連携を強めるとともに、心の東京革命運動の一層の推進を図るため、既存の「東京都青少年協会」と統合して「心の東京革命推進協議会（青少年育成協会）」が設立されました。

さらに、平成26年9月、社会経済状況の変化や2020年オリンピック・パラリンピックに向けた取組を通じた「こころの東京革命」の一層の推進を目的に一部の見直しを行い、「こころの東京革命協会」に改称しました。

2 設立の目的

「こころの東京革命」の推進と青少年の健全な育成を図るため、都民、民間団体及び企業、並びに東京都・区市町村が相互に連携し、幅広い都民運動を効果的に展開することを目的に設立されました。

3 役員（平成29.6.23現在）

名誉会長 小池 百合子（東京都知事）
 会長 川淵 三郎（公益財団法人日本サッカー協会最高顧問）
 副会長 大塚 多恵子（一般社団法人東京母の会連合会理事長）
 小野 清子（公益財団法人笹川スポーツ財団理事長）
 伊東 孝紳（東京商工会議所副会頭）

4 こころの東京革命協会事業

<自主事業>

事業名	内容
「家族ふれあいの日」普及事業	「家族ふれあいの日」リーフレットの配布により周知を図るとともに、趣旨に賛同する企業、施設等の協力を得て利用優待等を設定し、家族がふれあう機会の増大に努める（通年実施）。
体験記事業	子供の成長の過程で、様々な体験を通して接する人々とのふれあいを表現した作品を募集し、優秀作品を表彰するとともに作品集を発行する。（表彰式：3月） 平成29年度は「地域のふれあい・ささえあい」をテーマに小学生の絵を募集する。
キャンペーン事業	区市町村、団体等と連携して、以下のキャンペーン活動を実施 (1) 会員団体から「こころの東京革命」の推進に資する事業の提案を受け、協定を締結し、共催実施をする。 (2) 内閣府の「子ども・若者育成支援強調月間」などの事業に参画する。
親子の絆コンサート	妊娠中の母親及び父親、乳幼児期の子を持つ親を対象に、「こころの東京革命」の趣旨を

	伝えるとともに、リラックスタイムを提供するピアノコンサート等を開催する。 （区部1回、市町村部1回（11～1月））
普及啓発	・協会ホームページの運営 ・協会機関紙（会報）の発行 （年3回、1回6万部程度発行） ・スポーツチームと連携した普及啓発
正会員団体へのサポート強化	正会員団体が「こころの東京革命」の普及啓発活動を実施する際、幟旗等の啓発品を配布・貸出するなどサポートの強化を実施
東京都との共催協定の締結	こころの東京革命協会が実施する「こころの東京革命」普及啓発事業について、東京都と共催協定を締結し実施
「こころの東京革命」親善大使による普及啓発の実施	こころの東京革命協会が実施する「こころの東京革命」の理念と取組について、アスリートの著名人に活動趣旨への賛同を求め、「こころの東京革命」親善大使として、「こころの東京革命」の知名度及びイメージ向上を図る。
その他	いわゆる「青少年育成県民会議」の窓口として、内閣府や各県の青少年育成県民会議と連携

<補助事業>

事業名	内容
体験を通じた子どもの健全育成事業	スポーツや文化、芸術体験など、子供に様々な体験活動の場を提供することで、あいさつの大切さや他者との関わり方などを学ばせ、社会性や他人を思いやる心を育む。 《参加型大規模イベント》 2020年オリンピック・パラリンピック開催を見据え、子供に夢や目標を持つこと、スポーツ等を通じた親子・地域のふれあいを持つことの大切さを訴え、更には世界に向けて日本の良さをアピールできるようなイベントを実施 （ジュニアサッカーフェスティバル(11月23日 味の素スタジアム)等） 《こころのチャレンジプロジェクト》 アスリートが小学校等を訪れ、子供や保護者と交流し、「努力すること」「相手を思いやること」「ルールを守ること」「自分をきたえること」「がまんをすること」「あいさつをすること」の大切さを訴える。（年間25回程度を予定） 《あいさつキャラバン》 楽しみながら「あいさつ」の大切さを学ぶイベントを実施（年間5回程度を予定） 《あいさつソング「あいさつは魔法の力」の活用》 各種イベントや学校行事等での活用 《親子が集まるイベントにおける普及啓発》 スポーツ博覧会等、親子で多くの来場が見込まれるイベント等においてブース出展等を行い、こころの東京革命の普及啓発を実施 《会員団体との共催事業》 会員団体から「こころの東京革命」の推進に資する事業の提案を受け、協定を締結し、共催実施
ネット・ケータイ等に関するルール作り（家庭のルール・子供同士のルール）	インターネットサイト、ケータイやゲーム（ネット・ケータイ等）の中には青少年健全育成に害を及ぼすおそれのあるものもあり、また、ネット・ケータイ等の長時間使用により時間をとられ、家庭内でのコミュニケーションの妨げになっている事例も多い。 そこで、家庭でのルール作りを具体的に実践できるよう支援することで、親子の絆を強固にさせ、さらに有害情報から青少年を守る一助としていく。 （ファミリールール講座、出前講演会の通年開催） また、SNS等の普及により青少年同士のトラブルも多くなってきている。そこで、学校教職員等に対し、生徒自身による自主ルール作りの支援を行う。（生徒自身によるルール作り支援の通年実施）

こころの東京革命アドバイザーの養成・活用	こころの東京革命の普及・啓発と、地域における実践活動の核となる「こころの東京革命アドバイザー」を養成し、都内各地域で普及活動やしつけ等に関して支援、協力（チーフアドバイザー養成講座（第10期）：11月頃
中学生の主張 東京都大会	都内の中学生が、日頃考えていることや、意見、希望などを文章にまとめ、発表することにより、自立の心を育む機会とするとともに、広く青少年の健全な育成への理解を深めることを目的として実施（9月） 東京都大会で知事賞（最優秀賞）受賞者は、協会が全国大会に推薦
普及啓発	・協会ホームページの運営 ・協会機関紙（会報）の発行（年3回、1回6万部程度発行） ・プロスポーツチームと連携した普及啓発プロサッカーチーム、プロ野球チームの連携・協力を得て、ホームゲームでの「こころの東京革命」普及の広報展開を実施
地区委員会 連絡会	地区委員会相互の連携を密にするとともに、情報の共有化を図り、地域において「こころの東京革命」の趣旨にあった活動を展開するため、連絡会議及び研修会を開催（連絡会議：4月、研修会：1回） 家庭、学校、地域社会が互いに協力し合い、地域ぐるみで子供を育成する取組を「推進モデル」として選出する。事例発表や事例集を通して、こころの東京革命の趣旨の普及、浸透を図る 地区委員が活動する上で必要な情報をコンパクトにまとめた資料集（青少年育成ハンドブック）を作成し、配布

5 こころの東京革命アドバイザー

都民が「こころの東京ルール～大人が子供の手本となろう～」などを実践する際に必要なアドバイスをするとともに、地域での活動を通じて「こころの東京革命」の普及と都民一人一人の着実な実践行動をお手伝いする、こころの東京革命協会のボランティアの方々です。地域での子育て・しつけの仲間づくりの核となり、子育て・しつけに困っている人のお手伝いなどをします。

アドバイザーには、以下のとおりチーフアドバイザーと地域アドバイザーがおります。

(1) チーフアドバイザー

都内全域で活動し、「こころの東京塾」での活動（主に全体進行役）や自主的に行う子育て・しつけ講座の運営、こころの東京革命の趣旨などについての講演活動や普及活動等を行います。

※10頁「第4 早期からの「しつけ」の後押し」参照

(2) 地域アドバイザー

居住している区市町村内で活動し、「こころの東京塾」でのグループ進行役や地域のいろいろな会合などの場でこころの東京革命に関する自主的な普及活動等を行います。

東京都における青少年健全育成及びこころの東京革命の推進に係る全都的組織の推移

昭和42年	青少年とともにすすむ運動推進協議会 昭和32年頃から各区市町村に設置され地域での青少年健全育成活動を担ってきた「青少年対策地区委員会」に加え、青少年関係団体等からも広く参加を求め、各区市町村及び東京都とともに青少年健全育成の全都的な運動組織として設立	
平成2年	東京都青少年協会 社会経済状況の変化による青少年の地域活動参加機会の現状や地域教育力の大幅な低下に対応するため昭和63年に設置した「青少年健全育成都民運動活性化会議」の提言をうけ、青少年健全育成の都民運動の組織強化を目的に「東京都青少年協会」を新たに設立（青少年とともにすすむ推進運動協議会は解散）。区市町村、団体等推薦の正会員及び賛助をいただいた特別会員のもと、区市町村、東京都と連携しながら広報や啓発事業を実施	
平成12年	平成13年末—正会員187名、特別会員88名・22団体	心の東京革命推進協議会 次代を担う子供たちに対し、親と大人が責任をもって正義感や倫理観、思いやりの心を育み人が生きていくうえで当然の心得を伝えていく「心の東京革命」の全都的推進を図るための「心の東京革命」推進協議会を設立。会員団体、東京都と連携しながら心の東京革命の普及啓発事業を実施 平成13年末—正会員43団体、賛助会員133団体
平成14年	心の東京革命推進協議会（青少年育成協会） 「東京都青少年協会」及び「心の東京革命推進協議会」の会員の重複が多いこと、また、東京都における青少年健全育成のための全都的組織の一元化を図り、東京都及び区市町村との相互連携を強化するとともに、心の東京革命運動の一層の推進を目的に「心の東京革命推進協議会（青少年育成協会）」を設立（東京都青少年協会及び心の東京革命推進協議会は解散） 平成26年3月末—正会員127団体、賛助会員131団体・5,017名	
平成26年	こころの東京革命協会 2020年オリンピック・パラリンピックに向けた「心の東京革命」の更なる普及啓発を目的に、ロゴや表記の変更及び普及啓発事業の再体系化を実施したことに合わせて、会の名称を「こころの東京革命協会」に変更	

第4 早期からの「しつけ」の後押し

我慢のできない子、自分をコントロールできない子、自己中心的な子が増えてきたといわれている中で、子育て・しつけに対する自信と力を失い、子供に社会の基本的なルールやマナーなどをうまく伝えることのできない親が増えてきています。

東京都とこころの東京革命協会では、「こころの東京革命」の普及啓発の一環として、家庭の教育力を高め、親が自信を持って子供に接することができるよう、様々なプログラムを提供し、区市町村等による子育て・しつけ講座の開催を支援しています。

1 こころの東京塾

親が子育てに対する日頃の悩みを言い合う中で、子育ての不安を軽くし、子育て・しつけのヒントを得てもらおうとともに、親自身の意識や行動を見直してもらうため、子供の年代層（妊娠時、乳幼児期、小学校低学年）に応じて、グループワークを中心とした子育て講座を開催しています。

区市町村の保健所、児童館、子育て支援センター、幼稚園、及び保育園等からの開催希望に応じて、グループワークの進行役として「こころの東京革命アドバイザー」を派遣しています。

2 出前講演会

親や地域において青少年の健全育成や子育て支援活動等に関わっている地区委員等を対象とした講演を行うことにより、より良い子育て・しつけを考える機会とするとともに「こころの東京革命」について地域における具体的な取組を呼びかけ、その推進を図っています。

3 民間事業者による講座

児童館、幼稚園、保育園等で、民間事業者の多様なプログラムにより、「しつけ」を難しく考えず、子育てを楽しみながら、出来るところから「しつけ」に取り組めるよう子育て・しつけ講座を開催しています。

(1) しつけの第一歩 ～親学のすすめ～

親学アドバイザーの講話と、グループ別の話し合いにより、親として大切なことについての学び、気付きを促すとともに、社会性を持った子供を育てるしつけについて考えます。

(2) 親子のふれあいから始める子育てしつけ講座

ベビーマッサージの実習を通し、乳児の時期にしつけの基盤となる親子の絆を作るとともに、赤ちゃんとの関わり方などの子育て・しつけについて考えます。

第5 青少年の有害情報対策

青少年を様々な有害情報から保護し、青少年の健全な育成を図るため、青少年の生活環境の整備等様々な事業を実施しています。

1 携帯電話・スマートフォン、インターネットのフィルタリング利用促進

平成22年の条例改正により、フィルタリング解除手続きの厳格化を規定しましたが、平成29年1月に都が行った調査では、フィルタリングの未利用率は小学生で28.6%、中学生で34.4%、高校生で49.6%と、学齢が上がるほど未利用率が増加しています。フィルタリング未利用の理由として最も多いのは、「インターネットの使い方について、子供を信用しているから」で、次に多い理由は、「子供がインターネット上の有害情報を見ないように、保護者として適切に管理できるから」となっています。そこで都では、フィルタリングの利用に向けたリーフレットを作成し、携帯電話事業者に対して、新規契約を申し込む青少年の保護者全員への配布を依頼し、フィルタリングの利用促進に努めています。

2 ネット・ケータイ等に関するルール作り

インターネットや携帯電話・スマートフォン等の中には青少年の健全な育成に有害なものがあり、それらへの過度なめり込みは、家庭内でのコミュニケーションや青少年の健全な発達の妨げとなるおそれがあります。

親子の絆を深めつつ、インターネットや携帯電話・スマートフォン等の悪影響から青少年を守るためには、家庭等におけるルール作りが有効ですが、平成29年1月に都が行った調査によれば、家庭内でのルールの未作成率は小学生で38.4%、中学生で30.4%、高校生で52.0%となっています。

各家庭でのルール作りの支援策として、都では、保護者等を対象としたグループワーク形式のファミリールール講座や講演会形式の出前講演会の開催、インターネット環境に関する幅広い知識を持つ、「eメディアリーダー」等の養成を行っています。

また、SNS等の利用による生徒同士のトラブル等を未然に防止し、家庭及び生徒間で安心してネット・ケータイを利用するために、学校等に専門講師を派遣し、生徒自身によるルール作りの取組を支援しています。

3 東京こどもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」

インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれ、青少年が加害者・被害者となるケースが増加し、大きな社会問題となっています。

そこで、青少年や保護者、学校関係者などがインターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を平成21年7月に開設しました。運営に当たっては、青少年や保護者を対象としたネット・ケータイ安全講座である「ファミリールール」事業や関係部局と連携し、取り組んでいます。

※連絡先等については30ページ参照

4 児童ポルノ対策

児童ポルノの被害防止を図る観点から、児童ポルノ

の根絶に資する被害防止啓発用リーフレットを作成し、小学校高学年の児童の保護者に配布しています。

また、平成27年から警視庁と連携して「ネット等の性被害根絶等の啓発講演会」を実施しています。

第6 若者の自立支援

近年、就労や就学に至らない若年者の問題が、社会的な関心を集めています。これらの若年者は、社会との関係を築けずに自宅以外での生活の場を失った者、また少年院等を出院し地域での生活に困難を抱える者など、その態様は様々です。

こうした若年者の実態を把握し、自立支援に向けた取組を進めるため、以下の事業を実施しています。

〔ひきこもり対策〕

「ひきこもり」とは、様々な要因によって社会的な参加の場が狭まり、就労や就学など自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことを指します。また、厚生労働省は「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅に引きこもっている状態」と定義しています。平成19年度に都が実態調査を実施したところ、都内の15歳から34歳までの若者のうち、約2万5千人がひきこもりの状態であると推計されました。

ひきこもりの問題は家庭内で抱えがちであるため潜在化しやすく、外部の支援機関と結びつくことが難しい状況にあります。問題が長期化し、本人が高齢化すれば社会参加も困難となり、生活保護等社会負担の増加が懸念されることから、ひきこもりの状態にある若者を早期に発見し、自立と社会参加を促すための取組を推進することが必要です。

1 東京都ひきこもりサポートネット

ひきこもりの問題で悩んでいる本人や家族、友人等からの電話や電子メールによる相談に応じ、ひきこもりの状態から脱する方法や支援機関の紹介等を行っています。

また、平成26年度からは家庭等への訪問相談も実施しています。区市町村の窓口を通じた申込を受けて、専門相談員がひきこもりの問題を抱えている家庭を直接訪問し、本人や家族の状況を把握し、必要に応じた支援機関等を紹介しています。

※連絡先等については31ページ参照

2 ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業（東京都若者社会参加応援事業）

NPO法人等が「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿った支援事業を、適正かつ継続的に実施することができるかを評価して登録し、都民や関係機関等へ周知します。また、本事業に参加するNPO法人等を技術面・経営面でサポートしています。

平成29年度参加法人等 **19団体**

※連絡先等については31ページ参照

〔若者総合相談支援事業〕

若者を取り巻く環境は、少子高齢化、情報化、国際化等の進展により大きく変化し、社会的自立に困難を有する若者のもつ背景はこれまで以上に複雑化・深刻化しています。このため、若者の社会的自立に向けて、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援を実施しています。

1 東京都若者相談センター「若ナビα」

平成29年度より東京都若者総合相談センターを開設し、電話及びメールによる相談に加え、新たに来所による面接相談を開始しました。若者やその家族を対象として、幅広い分野にまたがる若者の問題の相談を受け付け、確実な見立てを行い適切な支援につなぐことで、若者の自立を後押ししていきます。

また、非行少年立ち直り支援ワンストップセンター「ぴあすぼ」（平成20年度開始）を統合し、非行少年や非行歴を有する若者についても、社会的自立に向けた支援を行っていきます。

※連絡先等については30ページ参照

〔非行歴のある少年の立ち直り支援〕

警視庁の統計によると、平成28年中の刑法犯少年は7年連続で減少しました。なお、刑法犯少年全体に占める再犯者の割合は、平成28年は32.7%と、0.7%減少しましたが、近年約3割で推移しています。

東京都では、少年が再犯の道に陥ることを防ぎ、将来の犯罪発生を予防し、非行少年及び少年院出身者をはじめとする非行歴のある少年の立ち直りを地域で支援するため、更正保護活動に当たる保護司との連携や、普及啓発活動等の取組を行っています。

1 再非行防止・社会復帰支援事業

非行歴のある少年が立ち直り、社会の一員としての自覚と責任を醸成していくためには、就労が重要であり、そのための支援環境の整備を図っています。そこで都では、保護観察対象少年を臨時職員として雇用する取組を行っているほか、非行歴のある少年が抱える事情等を理解して、当該少年を雇用し、立ち直りを支援する民間事業主である協力雇用主の拡大を図るため、普及啓発を行っています。